

## 製品安全データシート

## 1. 製品等及び会社情報

## 1.1 製品の特定

製品名： ミクロン防錆潤滑剤  
 主な用途： 鉄系製品、素材などの防錆潤滑用

## 1.2 会社情報

会社名： 株式会社ユーエスシー  
 住所： 〒183-0044 東京都府中市日鋼町1番1 Jタワー  
 担当部門： 技術部  
 電話番号： 042-351-0011 FAX番号： 042-351-0010  
 作成者： e-mail：  
 改定日： 2014年11月10日

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| ・ エアゾール              | 区分1      |
| ・ 引火性液体              | 区分4      |
| ・ 皮膚腐食性・刺激性          | 区分2      |
| ・ 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性    | 区分2B     |
| ・ 生殖細胞変異原性           | 区分2      |
| ・ 特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露） | 区分3（麻醉性） |
| ・ 吸引性呼吸器有害性          | 区分1      |

## GHSのラベル要素

## シンボル



## 注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

- ・ 極めて可燃性／引火性の高いエアゾール
- ・ 高圧容器：熱すると破裂のおそれ
- ・ 可燃性液体
- ・ 皮膚刺激
- ・ 遺伝性疾患のおそれの疑い
- ・ 呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気やめまいのおそれ
- ・ 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

## 注意書き

- ・ すべての説明書きを読み、理解してから使用すること。
- ・ 上記用途以外には使用しないこと。
- ・ 取扱い後手をよく洗うこと。
- ・ 裸火や高温のものから遠ざけること。－禁煙。
- ・ 裸火または他の着火源に噴霧しないこと。
- ・ 加圧容器：使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。
- ・ 保護手袋や保護眼鏡、保護面などを着用すること。
- ・ ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

## 2. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合物

含有成分及び含有量

| 成分名・化学名    | 含有量 mass% | CAS No.    | 化審法No. | 安衛法No. | PRTR 法No. | 毒劇法No. |
|------------|-----------|------------|--------|--------|-----------|--------|
| ナフテン系鉱油    | 1～5       | 64742-53-6 | 非公開    | 168    | 非該当       | 非該当    |
| スピンドル油     | 5～10      | 15816-71-4 | 非公開    | 168    | 非該当       | 非該当    |
| イソパラフィン系溶剤 | 40～45     | 88412-54-4 | 非公開    | 非該当    | 非該当       | 非該当    |
| 防錆剤成分      | 5～10      | 非公開        | 非公開    | 非該当    | 非該当       | 非該当    |

|         |       |            |     |     |     |     |
|---------|-------|------------|-----|-----|-----|-----|
| プロパン    | 13～15 | 74-98-6    | 非公開 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| 噴射剤 LPG | 22～27 | 68476-85-7 | 非公開 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |

注) 化審法No. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号  
 安衛法No. 労働安全衛生法（安衛法）第57条の2第1項政令指定物質の政令番号  
 PRTR法No. 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）対象化学物質の政令番号  
 毒劇法No. 毒物及び劇物取締法の政令番号

#### 4. 応急措置

目に入った場合： 清浄な水で瞼の裏まで15分以上洗眼し、異常があれば医師の診断を受ける。  
 皮膚に付着した場合： 水と石鹸で付着した部分を洗う。  
 吸入した場合： 新鮮な空気の場所に移す。身体を毛布などで被い、保温して安静に保ち、必要なら医師の診断を受ける。  
 飲み込んだ場合： 無理に吐かせないで、医師の診断を受ける

#### 5. 火災時の措置

消火剤： 水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他〔アルコールム〕  
 消火方法： ・ 初期の火災には、粉末、炭酸ガス、乾燥砂等を用いる。  
 ・ 大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項  
 ・ 風下の人を退避させる。  
 ・ 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。  
 環境に対する注意事項  
 ・ 廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。  
 ・ 河川や一般廃水溝等に排出しないように注意すること。  
 除去方法  
 ・ 少量の場合は、砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後完全にウエス等で拭き取る。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い  
 技術的対策  
 ・ 眼及び皮膚に触れないようにし、必要に応じて保護具を着用する。  
 ・ 取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行なう。作業着に付着した場合は着替える。  
 注意事項  
 ・ 指定数量以上の量を取扱う場合には法で定められた基準に満足する貯蔵所、取扱所で行なう。  
 ・ 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。  
 安全取扱い注意事項  
 ・ 常温で取扱うものとし、その際水分、きょう雑物の混入に注意する。  
 保管  
 適切な保管条件  
 ・ 容器は密栓し、直射日光の当たらない冷暗所に貯蔵する。

#### 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策： ・ ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。  
 ・ 取扱い場所の近辺に洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。  
 管理濃度： 規定なし（作業環境評価規準：労働省告示第28号、平成7.3.27）  
 許容濃度： 規定なし  
 保護具： 呼吸用保護具： 必要に応じて防毒マスクを着用する。  
 眼の保護具： 必要に応じて普通型眼鏡着用する。  
 保護手袋： 長期間接触する場合には耐油性の物を着用する。  
 保護衣： 長期間取扱う場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。

#### 9. 物理的及び化学的性質

外 観： 淡褐色液状 臭 い： 鉍物油  
 揮発性： 僅かに有る 引火点： 61℃  
 爆発限界： 上限%：有用な情報なし 下限%：有用な情報なし  
 溶解度 水： 難溶 密度（15℃）： 0.8106  
 流動点： -20℃以下

## 1 0. 安定性及び反応性

可燃性： 有り  
 発火性(自然発火性、水との反応性)： なし  
 酸化性： なし  
 自己反応性・爆発性： なし  
 安定性： 安定  
 反応性： 強酸化剤との接触を避ける

## 1 1. 有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

組成物質の有害性及びばく露濃度基準

| 成分    | 管理濃度 | 日本産業衛生学会           | ACGIH (TLV-C)          | IARC |
|-------|------|--------------------|------------------------|------|
| 鉱油ミスト | 規定なし | 3mg/m <sup>3</sup> | TWA 5mg/m <sup>3</sup> | 規定なし |

## 鉱油

急性毒性（経口）： ラット LD50 > 5000 mg/kg (IUCLID (2000))。  
 急性毒性（経皮）： ラット LD50 > 5000 mg/kg (IUCLID (2000))。  
 急性毒性（吸入：ミスト）： ラット LD50 = 2.18 mg/L (IUCLID (2000))。  
 皮膚腐食性/刺激性： ウサギを用いた試験において軽度の刺激性を認めている複数の報告 (IUCLID (2000))。  
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性： ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告 (IUCLID (2000)) がある。  
 生殖細胞変異原性： ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験] (体細胞 in vivo 変異原性試験) における異常細胞の増加 (IUCLID (2000)) に加え、職業ばく露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された (IARC suppl. 7(1987)) こと、および生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験の情報がない。  
 発がん性： IARC (1987 年) により未精製または軽度処理油 1 はグループ 1、高度精製油ではグループ 3 に分類され、ACGIH (2006 年) の提案もほぼ同様の分類と言える。産衛学会 (1977 年) では未精製および半精製品として第 1 群に分類されている。以上より分類が確定している IARC の分類に従い、高度精製油に関しては区分外、未精製油または低度処理油は区分 1 A とした。  
 標的臓器/全身毒性 (単回ばく露)： ラットに吸入ばく露した試験により、肺に肉眼的、病理組織学的な急性変化 (詳細不明) が用量依存的 (1.51~5.05 mg/L) に見られたとの記述 (IUCLID (2000))。  
 標的臓器/全身毒性 (反復ばく露)： 長年にわたり鉱油、あるいはそのミストのばく露を受けたヒトで肺線維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告され (ACGIH (2001)、IARC 33(1984)、EHC 20(1982))、また、疫学調査において切削油への職業ばく露により重度の毛嚢炎の発生が報告されている (IARC 33(1984))。  
 吸引性呼吸器有害性： ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学性肺炎をもたらすとの報告 (EHC 20(1982)、IARC 33(1984)、ICSC (2001)、ACGIH (2001))。

## 1 2. 環境影響情報

分解性： 有用な情報なし  
 蓄積性： 有用な情報なし  
 魚毒性： 有用な情報なし  
 その他： 有用な情報なし

## 1 3. 廃棄上の注意

製品、容器等の廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

## 1 4. 輸送上の注意

陸上輸送： 消防法等の危険物輸送について定めるところに従う。  
 海上輸送： 船舶安全法に定めるところに従う。  
 航空輸送： 航空法に定めるところに従う。  
 混載禁止： 第 1 類及び第 6 類の危険物及び高压ガス。

## 1 5. 適用法令

- ① 消防法： 危険物第 4 類第 2 石油類 危険等級 III
- ② 労働安全衛生法： 57 条の 2 通知対象物質： 1 6 8 鉱油、
- ③ 海洋汚染防止法： 油分排出規制 (原則禁止)
- ④ 下水道法： 鉱油類排出規制 (5 mg/L)
- ⑤ 高压ガス保安法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※ 都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合があるので、詳細は当該自治体にご確認ください。

## 1 6. その他の情報

## 1 6. 1 引用文献

- ① 石油製品安全データシート作成の手引き 石油連盟（平成12年7月）
  - ② JACA(日本オートケミカル工業会)編集：化学物質管理データベース
  - ③ GHS分類結果データベース 独立行政法人製品評価技術基盤機構
  - ④ 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）改訂4版 国際連合
- 

16.2 JISの有無  
なし

---

16.3 記載内容の問い合わせ先  
連絡先： 株式会社ユーエスシー  
電話番号： 042-351-0011  
FAX番号： 042-351-0010

---

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

---

## [会社情報]

販売者：(株)スズキ自販青森

所在地：青森市石江字高間47-1

TEL:017-782-3008